

会 員 殿

公益社団法人和歌山県トラック協会
会 長 阪 本 享 三

「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成29年8月4日付で標準貨物自動車運送約款等の一部を改正(平成29年8月4日公布、平成29年11月4日施行)するとともに、運賃・料金の定義を定めた通達「一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について」が自動車局貨物課長より発出されました。

今回の主な改正内容は下記のとおりとなっておりますので、貴社(店)におかれましては、本内容についてご理解いただくとともに、各手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

記

◆主な改正内容

適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を改正する。

- (1) 運送状等の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規程。
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規程
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等。

◆標準運送約款改正に伴う手続きについて

- 現在、標準貨物自動車運送約款を使用している事業者は、平成29年11月4日以降は新標準貨物自動車運送約款に移行となりますので、店頭や営業所内への新約款の掲示が必要となります。また、新たに発生することとなる「積込料・取卸料・待機時間料・付帯業務料」については、新約款の適用に伴い運輸局への運賃及び料金の変更届が必要となります。
- 現在の標準貨物自動車運送約款を平成29年11月4日以降も引き続き使用する場合は、事前に運輸局へ約款を使用する旨の認可手続きが必要となります。

※改正後の「標準貨物自動車運送約款」については、会員の皆様へ無償配布する予定です。

※下記、全日本トラック協会のホームページに、新標準貨物自動車運送約款・運賃料金設定（変更）届出様式例等の詳細資料が掲載されておりますのでそちらもご覧ください。

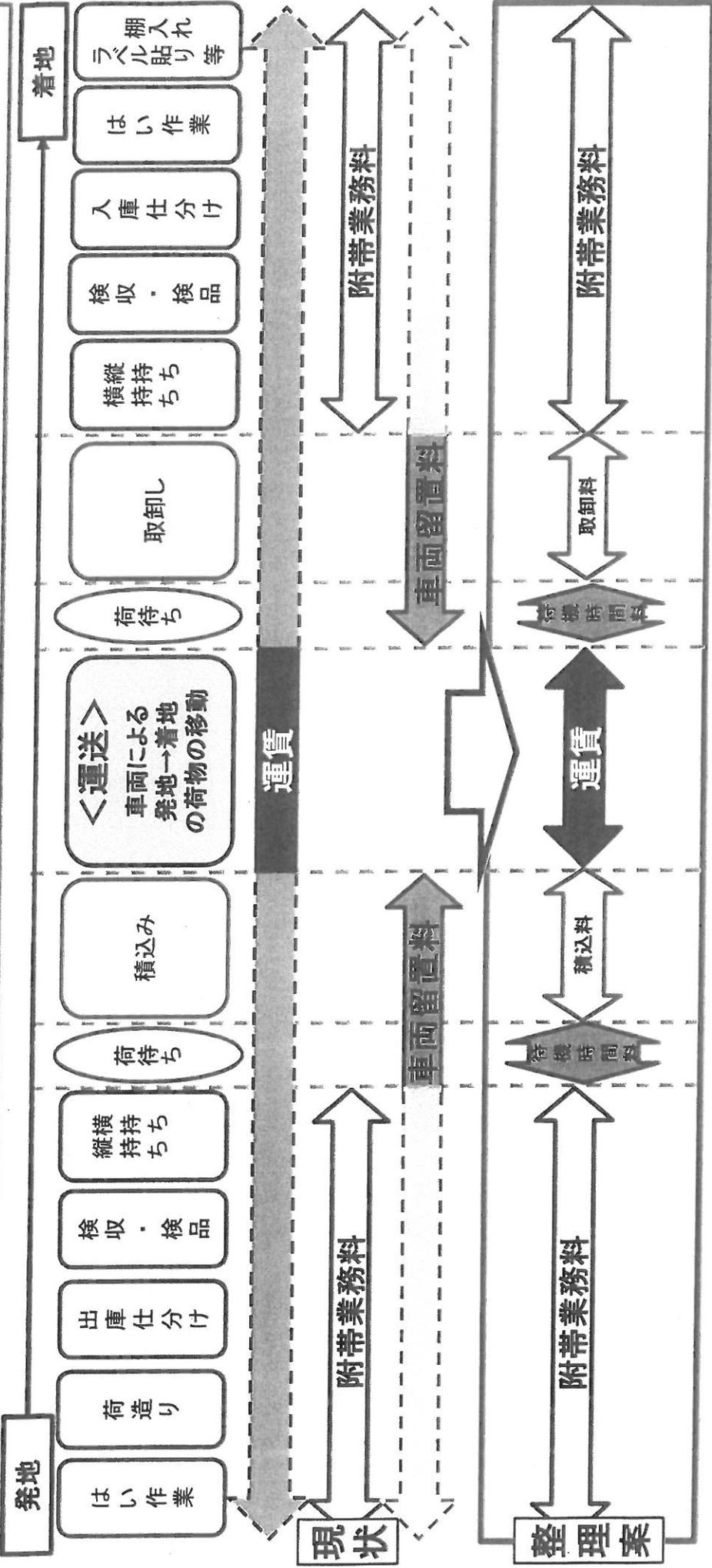
【全日本トラック協会ホームページ「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について】

URL:http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan_kaisei.html

- 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと
- 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う
- 標準貨物自動車運送約款の改正に関する Q&A
- 約款改正周知用リーフレット
- トラック運送業における適正な運賃・料金の集住に向けた取組の推進について（国土交通省通達）
- 一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について（国土交通省通達）
- 標準貨物自動車運送約款（平成29年改正国土交通省告示第741号）
- トラック運送業における書面化推進ガイドライン
- トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
- トラック運送事業の適正運賃・料金收受を推進していきます！（平成29年8月4日国土交通省報道発表）

適正な運賃・料金収受に向けた方策について

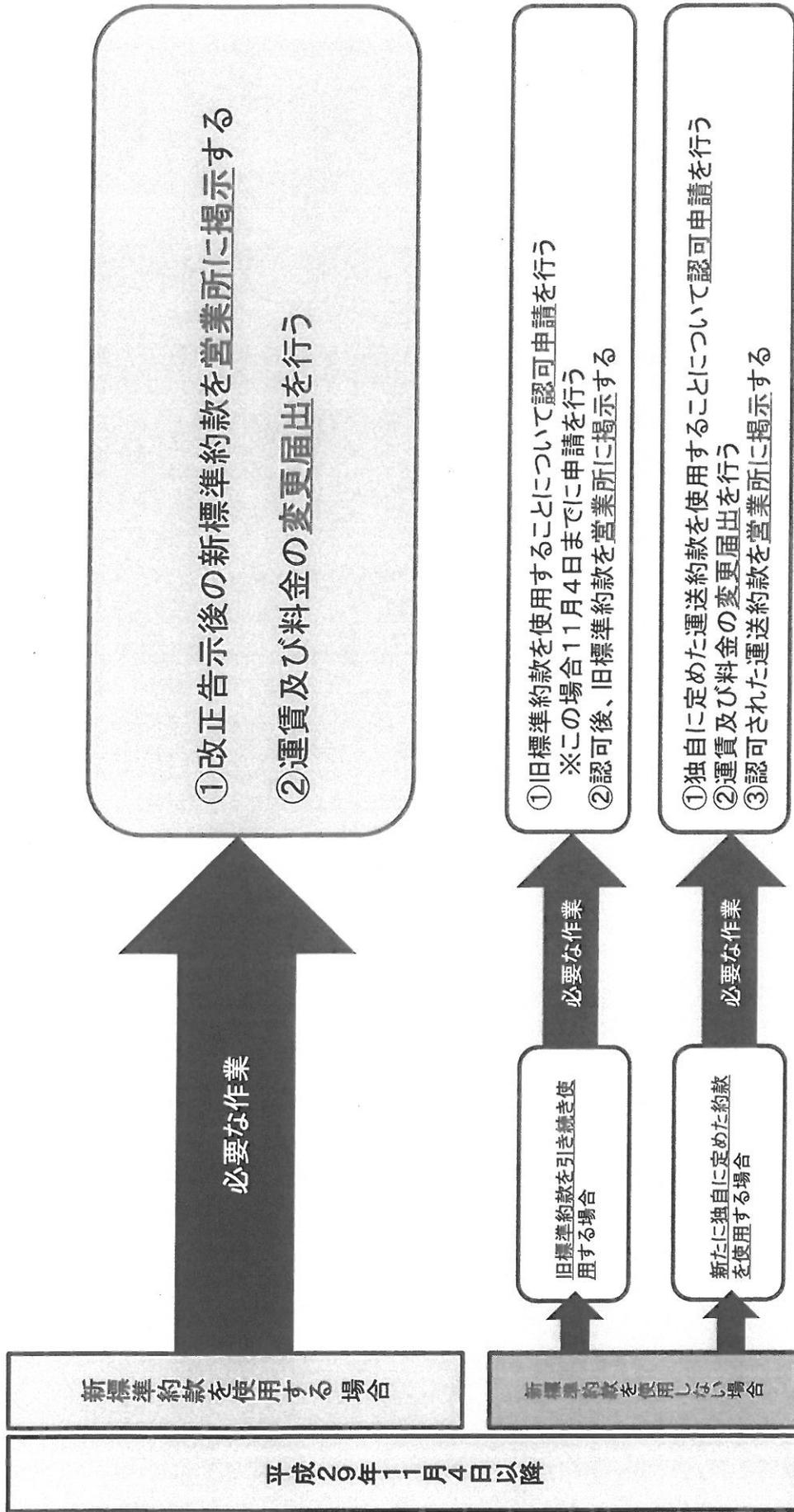
- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「梱入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加する。等



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくすたりする作業

国土交通省 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 運送業務等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 積付け、積込み又は取卸し（第十七条）</p> <p>第四節（第九節（略））</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 運送業務等</p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 運送業務</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 積込み又は取卸し（第十七条）</p> <p>第四節（第九節（略））</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 運送業務</p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p>

四 運賃、料金(第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

九 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めるときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

第九条(第十六条(略))

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節(第六節(略))

第七節 運賃及び料金

四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

(新設)

八 品代金の取立てを委託するときは、その旨

九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めるときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

第九条(第十六条(略))

第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

(新設)

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節(第六節(略))

第七節 運賃及び料金

第三十二条・第三十三条（略）

（積込料又は取卸料）

第三十三条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第三十三条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

第三十四条〜第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

第三十二条・第三十三条（略）

（新設）

（車両留置料）

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三十四条〜第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

国自貨第59号
平成29年8月4日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積み込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために收受するためのもの。

附 則

この通達は、平成29年11月4日から施行する。